

# 市民アクション ミニ憲法展

著名事件と裁判で振り返る  
日本国憲法の歩み

# 1-1 ポツダム宣言受諾=日本敗戦

- i )1945年7月26日、連合国(米、英、ソ連、中国)は日本に対して、降伏条件を示し、受け入れを迫る。
- ii )日本政府は、8月10日「国体が護持されるとの了解のもとに」この宣言を受け入れることとし、無条件降伏する。
- iii )以降、日本はポツダム宣言を履行することが国際的な義務となる。

## 1-2 ポツダム宣言の第10項

「日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙(しょうがい)を除去すべし。言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権尊重は、確立せらるべし。」

## 1-3 新憲法(日本国憲法)の制定

- ポツダム宣言の第10項を実現するためには、大日本帝国憲法を廃止して、主権在民の新しい憲法を作ることが避けられなかった。
  - 1945年10月政府、「憲法問題調査委員会」(松本委員会)をつくる。
  - 1946年2月、GHQは同委員会の「憲法改正要綱」を拒否し、別にGHQ草案を政府に示す。
  - 同年4月、政府は「憲法改正草案」を発表し、新議会に諮る。
  - 同年11月3日、議会の修正を経て、「日本国憲法」公布される。
  - 1947年5月3日、新憲法施行。



10万人が参加したといわれる皇居前での新憲法公布祝賀都民大会

## 2-1 人間宣言はしたけれど...



1946年1月1日、昭和天皇は「朕は人間である」と宣言した。

...然れども朕は爾等(なんじら)国民と共に在り、常に利害を同じうし、休戚(きゅうせき)を分たんと欲す。朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以って現御神(あきつみかみ)とし、且つ日本国民を以って他の民族に優越する民族にして、延いて世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基づくものにも非ず。

## 2-2 朕はタラフク食っているぞ!

敗戦後、食糧難に苦しむ人々は、皇居前におしかけ、食料の配給を求めてデモ行進した。一人が掲げプラカードには以下の言葉が書かれていた。

詔書

国体はゴジされたぞ  
朕はタラフク食っているぞ  
ナンジ人民 飢えて死ね  
ギョメイギョジ



(1946年5月1日食糧メーデー)

## 2-3 プラカード事件

- 男は裁判にかけられた。罪名は**不敬罪**。

条文にはこう書かれていた。

「天皇...皇后、皇太子...ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ処す」(刑法74条1項)

天皇や皇室に対する特別扱いを認めないGHQはこの規定の効力を疑った。第一審裁判所は不敬罪を適用しなかった。最高裁判所は新憲法公布による大赦で、不敬罪の罪は赦免されたので、事件は裁判の対象にならない、と免訴の判決を下した。(1948.5.26)

なお、1947年の刑法改正で不敬罪は削除された。



## 2-4 しかし.....長崎市長銃撃事件

- 天皇・皇室に対する刑法の特別扱いは無くなったが、日本社会の中では、「天皇的なもの」への特別な心情は消えることはなかった。

1989年昭和天皇に「戦争責任がある」と発言した長崎市長は、翌年1月市庁舎前で、右翼団体の男に銃撃され、重傷を負った。



## 2-5 菊のタブーと天皇元首化

- ①天皇の「象徴」としての地位は、主権者である国民の総意に基づいている。が、人々の意識において天皇は自由な批判や意見が憚れる特別な存在である。社会には見えない「菊のタブー」がある。人々のこうした意識に依拠して、制度の上でも天皇をもっと権威づけようとする動きが強まっている。
- ②2012年自民党憲法改正草案は次のように定める。
- ・前文「日本は天皇を戴く国家である。」
  - ・第一条「天皇は日本国の元首である。」
  - ・第三条「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。」

## 3-1 恒久平和主義

- アジア・太平洋戦争で、310万人の日本人が戦死した。
- 日本軍はその何倍もの人をよその国で殺した。
- あげくに戦争に負け、国土は占領され、国民は生きる糧をうしなった。  
⇒このような悲惨な戦争を二度と繰り返さないという決意のもと、  
憲法は 戦争を放棄することを誓った。

### 憲法前文

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

## 3-2 戦争の放棄

- 9条1項

「日本国民は、……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

- 9条2項

「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」



「戦争放棄」の理想は、『あたらしい憲法のはなし』という小冊子のなかでは、このように図解されていた。この図はすぐに誰もが知るところとなった。『あたらしい憲法のはなし』は、1947年に文部省が発行したもので、数年間中学校で教科書として使われた。

## 3-3 独立回復、しかし米軍は残る

- 1951年、東西の冷戦が激化するなか、日本はアメリカを中心とする西側諸国との間に講和条約を結び、独立を回復した。(発効は52年)
- 占領軍は撤退したが、平和条約と同時に結ばれた日米安全保障条約(旧安保条約)によって、アメリカ軍は日本に駐留しつづけた。



←講和条約調印

安全保障条約調印→



## 3-4 砂川事件－安保条約の合憲性を問う－

〔事件のあらまし〕

- ・東京駅から中央線で1時間ほど行くと立川市に至る。郊外の砂川町には米軍の飛行場があった。基地をさらに広げるため、民有地を強制収用する測量が始まった。反対する地元民・学生らが測量を妨害しようとして、基地内に数メートル立ち入った。1957年6月のことである。
- ・妨害した人たちは安保条約に基づいて定められた刑事特別法に違反するとして刑事訴追された。この事件を「砂川事件」という。



砂川基地の測量に反対する住民達（1955年11月9日）

## 3-5 安保条約は憲法違反—伊達判決—

刑事特別法の根拠である日米安全保障条約が憲法違反なら、同法被告人を有罪とする根拠がなくなる。

東京地方裁判所の伊達秋雄判事は、安保条約は憲法9条に違反する、よって被告人は無罪、と判決した。

「わが国が合衆国軍隊の駐留を許容していることは、  
...日本国憲法9条2項によって禁止されている陸海空軍  
その他の戦力の保持に該当(し)...わが国内に駐留する  
合衆国軍隊はその存在を許すべからざるものと言わざるを得ない」



## 3-6 統治行為論で判断回避 — 最高裁 —

- 安保条約の改定が翌年に迫っていた。その前に決着をつけたい政府は控訴審を飛ばして、最高裁に跳躍上告した。最高裁は、伊達判決を破棄し、米軍駐留の現状を容認した。(1959年12月16日)

**理由1**...憲法9条2項が禁止する戦力とは「わが国が主体となって指揮権、管理権を行使できる戦力をいい、外国の軍隊は該当しない。」

**理由2**...安全保障条約は高度に政治性を有する問題で、それが憲法に違反するかどうかの法的判断は、明らかに違憲無効なものでない限り、司法裁判所の判断にはなじまない。

⇒ **合憲としたのではないが、違憲とも言えない。⇒現状容認**